

# 利用契約書

『指定介護療養型医療施設・（予防）短期入所療養介護』

当施設は、介護保険の指定を受けています。  
〔栃木県指定 介護保険事業者番号 第 0910111129 号〕

当施設はご利用者に対して、指定介護療養施設サービスを提供いたします。施設の概要や提供するサービスの内容、契約上のご注意いただきたいことを次の通り説明します。

□ □ □ □ □ □ 目 次 □ □ □ □ □ □

1.	契約の目的	.....
2.	契約期間	.....
3.	施設サービス計画	.....
4.	介護療養型医療施設サービスの内容	.....
5.	料金	.....
6.	サービス提供の記録	.....
7.	料金	.....
8.	契約の終了	.....
9.	退所時の援助	.....
10.	秘密の保持	.....
11.	賠償責任	.....
12.	連絡義務	.....
13.	相談・苦情対応	.....
14.	本契約に定めのない事項	.....
15.	裁判管轄	.....

(以下、「利用者」といいます)と医療法人社団晴澄会 鷲谷病院(以下、「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して行う指定介護療養型医療施設サービスについて、次のとおり契約します。

#### 第1条 (契約の目的)

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、指定介護療養型医療施設サービスを提供し利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

#### 第2条 (契約期間)

1. この契約の契約期間は、平成 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
2. 契約満了日の30日前までに、利用者から事業者に対して、契約終了の申し出がない場合、かつ、利用者が要介護認定の更新で要介護者(概ね要介護度4~5)と認定された場合、契約は更新されます。

#### 第3条 (施設サービス計画)

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に行わせます。

- ①利用者について、解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえたうえで、介護療養型医療施設サービスの目標およびその達成時期、サービスの内容、サービスを提供するうえでの留意点等を盛り込んだ施設サービス計画を作成します。
- ②施設サービス計画は6ヵ月ごとに、モニタリング評価については、3ヵ月ごとに見直しをします。また、必要に応じて施設サービス計画を変更します。
- ③施設サービス計画の作成および変更に際してはその内容を利用者および家族に説明します。

#### 第4条 (介護療養型医療施設サービスの内容)

1. 事業者は、施設サービス計画に沿って、利用者に対し食事、介護サービス、その他介護保険法令の定める必要な援助を提供します。また、施設サービス計画が作成されるまでの期間も、利用者の希望、状態等に応じて、適切なサービスを提供します。サービスの提供を開始する際には、患者または家族に対して、説明書やパンフレット等の文書を交付し、同意を得ることとします。
2. 利用者が、利用できるサービスの種類は〔契約書別紙〕のとおりです。事業者は〔契約書別紙〕に定めた内容について、利用者およびその家族に説明します。
3. 事業者は、サービス提供にあたり、利用者または他の入院患者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束その他の行動を制限することはありません。

#### 第5条 (要介護認定の申請に係る援助)

1. 事業者は、利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
2. 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を利用者に代わって行います。

#### 第6条 (サービス提供の記録)

1. 事業者は、介護サービス提供に関する診療録を作成し、契約終了後5年間保存します。
2. 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する1項の診療録を閲覧できます。
3. 利用者は、当該利用者に関する1項の診療録の複写物の交付を受けることができます。

#### 第7条（料金）

1. 利用者は、サービスの対価として〔契約書別紙〕に定める利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
2. 事業者は、当月の料金の合計額の請求書を、翌月7日までに利用者へ通知をします。
3. 利用者は、当月の料金の合計額を翌月14日までに現金、クレジットカード、デビットカード、もしくは振込みで支払います。
4. 退院をされる場合には、退院日に利用者へ通知いたしますので当日お支払いいただきます。
5. 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者へ領収書を発行します。

#### 第8条（契約の終了）

1. 利用者は、事業者に対して30日間の予告期間において、この契約を解約することができます。
2. 次の事由に該当した場合、事業者は、利用者に対して、予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
  - ① 利用者のサービス利用料金の支払が正当な理由なく2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日間以内に支払われない場合
  - ② 利用者が、事業者やサービス従業者または他の入院者に対して、この契約を継続し難いほどの重大な背信行為を行った場合
  - ③ やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合
  - ④ 認知症等により徘徊するなど当院での入院が困難と判断した場合
  - ⑤ 身体の状態悪化により治療を必要と判断し、医療保険の適用となった場合
  - ⑥ 身体の状態が改善され、当院の介護療養型医療施設に入院する必要がないと判断した場合
3. 利用者が要介護認定の更新で非該当（自立）または要支援と認定された場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。
4. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
  - ① 利用者が他の介護保険施設に入院した場合
  - ② 利用者が死亡した場合若しくは被保険者資格を喪失した場合

#### 第9条（退所時の援助）

事業者は、契約が終了し利用者が退所する際には、利用者およびその家族の希望、利用者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

#### 第10条（秘密保持）

1. 事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者等に対し、利用者の個人情報を提供しません。

#### 第 11 条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

#### 第 12 条（連絡義務）

事業者は、利用者の健康状態が急変した場合は、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに必要な処置を行います。

#### 第 13 条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、施設の設備またはサービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

#### 第 14 条（本契約に定めのない事項）

1. 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

#### 第 15 条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

以上の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1 通ずつ保有するものとします。

契約締結日 平成 年 月 日

#### □契約者氏名

事業者

〔事業者名〕 医療法人社団晴澄会 鷺谷病院 （事業所番号 0910111129 ）

〔住 所〕 宇都宮市下荒針町 3618 番地

〔代表者名〕 理 事 長 鷺 谷 一 郎 印

#### □利用者

〔住 所〕

〔氏 名〕 印

#### □代理人（利用者との関係）

〔住 所〕

〔氏 名〕 印

〔契約書別紙〕

1. 担当者（介護支援専門員）

氏名 \_\_\_\_\_

2. 提供するサービスの内容

- |              |                                  |
|--------------|----------------------------------|
| (1) 施設サービス計画 | (2) 療養上の管理                       |
| (3) 必要な医療の提供 | (4) 機能訓練                         |
| (5) 入浴       | (6) 食事（療養食）の提供（8：00 12：00 18：00） |
| (7) 介護       | (8) 理容サービス                       |
| (9) 趣味活動     | (10) その他                         |

3. 利用料金

□指定施設サービス等に要する費用の額一覧表（サービスを受ける際の自己負担額）

① 療養型介護療養施設サービス費（Ⅰ）（ⅱ）＜多床室＞・・・〔施設療養の場合〕

要介護度	1日当り	30日当り	備 考
要介護度 1	776 円	23,280 円	
要介護度 2	886 円	26,580 円	
要介護度 3	1,124 円	33,720 円	
要介護度 4	1,225 円	36,750 円	
要介護度 5	1,316 円	39,480 円	
外泊をした場合	362 円	—	初日と最終日は適用されません

内 容	金 額	備 考	短期入所
初期加算	30 円	入院日から 30 日以内の期間	×
退院前後訪問指導加算	460 円	1 回につき	×
退院時指導加算	400 円	1 回限り	×
退院時情報提供加算	500 円	〃	×
退院前連携加算	500 円	〃	×
老人訪問看護指示加算	300 円	〃	×
栄養マネジメント加算	14 円	1 日につき	×
療養食加算	23 円	〃	
口腔機能維持管理加算	30 円	1 ヶ月につき	×
経口移行加算	28 円	1 日につき	×
経口維持加算（Ⅰ）	28 円	〃	×
〃（Ⅱ）	5 円	〃	×
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	6 円	〃	

② 病院療養病床予防短期入所療養介護費（Ⅰ）（ⅱ）＜多床室＞・・・〔ショートステイの場合〕

要介護度	1日当り
要支援1	614円
要支援2	768円

③ 病院療養病棟短期入所療養介護費（Ⅰ）（ⅱ）＜多床室＞・・・〔ショートステイの場合〕

要介護度	1日当り
要介護度1	828円
要介護度2	938円
要介護度3	1,176円
要介護度4	1,277円
要介護度5	1,368円

※ 入院するに際して当院で送迎をした場合、片道184円加算されます。

④ 特定診療費

内 容	金 額	備 考	短期入所
初期入院診療管理	250円	1回につき	×
感染対策指導管理	5円	1日につき	
褥瘡対策指導管理	5円	1日につき	
摂食機能療法	208円	1回につき	
理学療法（Ⅰ）	123円	〃	
理学療法（Ⅰ）減算	86円	4ヶ月を超え、かつ月11回目以降	
日常訓練指導加算	300円	1ヶ月につき	短期のみ
理学療法計画加算	480円	発症の月に限り	短期のみ
短期集中リハビリテーション	240円	1日につき（入院から3ヶ月以内）	×
認知症短期集中リハビリテーション	240円	〃	×
医学情報提供（Ⅰ）	220円	1回限り	
医学情報提供（Ⅱ）	290円	〃	

⑤ 居住費及び食費の負担限度額 ＜多床室＞

利用者負担段階	居住費		食費	
	1日当り	30日当り	1日当り	30日当り
第1段階	0円	0円	300円	9,000円
第2段階	320円	9,600円	390円	11,700円
第3段階	320円	9,600円	650円	19,500円
第4段階	320円	9,600円	1,380円	41,400円

※ 短期入所療養介護の食費は、朝食は400円、昼食は450円、夕食は530円です。

※ 所得に応じ市町村に申請をすることによって、負担限度が変わります。

※ 特別な食事の提供をした場合には、別途費用をいただきます。

⑥ その他の費用

1. 理容代 3,500 円
2. 趣味活動 実費相当額
3. 医療保険適用の診療における一部負担金

以上

平成 22 年 9 月 改訂